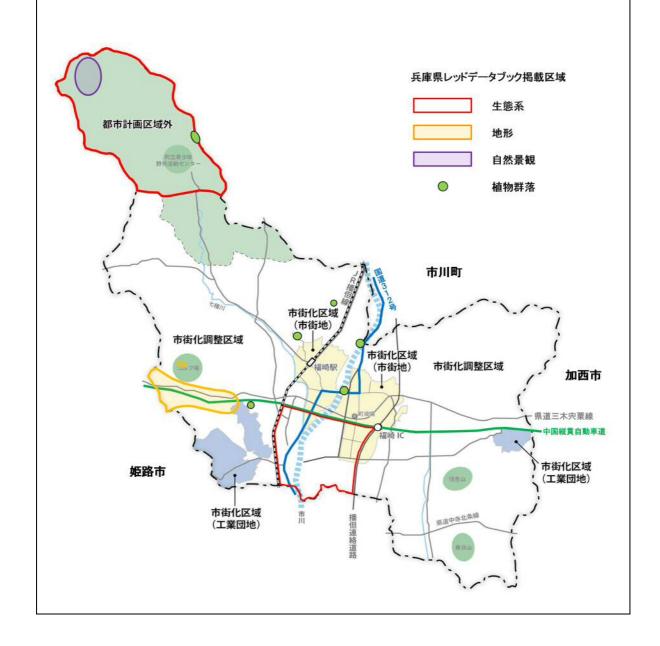
1 基本計画の対象となる区域(促進区域)

(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年6月30日現在における兵庫県福崎町の行政区域とし、概ねの面積は4,500~クタール程度(福崎町面積)である。ただし、本促進区域は、「兵庫県レッドデータブック」に掲載されている生態系、地形、自然景観、植物群落(自然環境保全調査で選定した特定植物群落「福田・大歳神社のイチイガシ林」、「二宮神社のイチイガシ林」を含む)を保護する地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然公園法に規定する自然公園地域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に 関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び 自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生 息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



(2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等) (地理的条件)

福崎町は、兵庫県の中央部からやや南寄りに位置し、周辺を緑の山々で囲まれた盆地形状の町域となっている。町域は、東西10.1km、南北11.5km、総面積4,579 ヘクタールであり、北は市川町、南と西は姫路市、東は加西市と接している。

中央部には清流"市川"が流れており、流域に農地と市街地が広がっている。また、中国縦貫自動車道と播但連絡道路が町の中央部で交差し、「福崎インターチェンジ」をもつ広域的な交通の要衝でもあり、播磨地域の中心都市である姫路市の中心部から約17kmの距離にあるという極めて恵まれた立地条件を有している。

気候は、概ね瀬戸内海型に属し穏やかだが、内陸型気候の影響も受けており、沿岸地域と比較して寒暖の差が大きくなっている。地形は、町の中央部を市川がほぼ南北に貫流し、西および北西、東側は山地となっており、平野部は南方面に開けている。

(インフラの整備状況)

鉄道は姫路市と但馬地域を結ぶJR播但線が福崎町の中央を南北方向に走っている。平成10年3月に電化・高速化が実現し、大学の開校もあって一時的に利用者が増加したが、平成17年をピークに横ばい傾向にあり、JR播但線複線電化期成同盟会調査結果によると、現在の乗車人数は年間約63万人となっている。路線バスは、神姫バスのJR福崎駅と姫路駅を結ぶ路線と、町東部地域を経由して加西市北条駅と姫路駅を連絡する路線がある。地域公共交通網が不足しているため、コミュニティバスを運行し、バス交通不便地域の解消を図るとともに、高齢者等の移動手段を確保している。

公共下水道は、全国で初めて膜を利用した高度処理方式(凝集剤併用型膜分離活性汚泥 方式)を採用した「福崎浄化センター」を設置し、平成17年3月に供用を開始した。平 成28年3月にすべての区間で整備が完了し、供用を開始している。

(産業構造)

福崎町には、昭和45年に稼働した福崎工業団地をはじめ、福崎企業団地、福崎町東部工業団地の3つの工業団地があり、多くの優良企業が進出してきており、現在はすべての区画において分譲が完了している。また、多くの企業が町内全域に立地しており、福崎町の経済を支えている。特に製造業においては、自動車部品などの電気機械器具をはじめとし、金属製品、化学製品、食料品など幅広い業種が立地しており、次世代の新方式を先取りした取組など、「ものづくり」の分野に長けた業種が多く点在している。従業者数は平成17年に大きく落ち込んだが、その後は増加傾向にある。経済センサス活動調査結果(平成28年)によると、製造品出荷額は、景気に左右されるが、概ね平成25年から3年の間、1,800億円から2,000億円の間で推移しており、近年では住民一人当たりの製造品出荷額は兵庫県内で2位の地位を保っている。

農業については、米作を中心とした第2種兼業農家が大半を占めている。農業振興区域内では、これまでに19集落でほ場整備を実施しており、平成30年3月31日時点で農振農用地の水田面積約574haのうち、約63.4%にあたる364haが完了している。経営耕地面積は、昭和60年から継続して減少の傾向にあり、現在では約6割に減少

しているが、一方では、ほ場整備等による優良農地の確保に努め、農業が行われやすい環境とするための整備に取り組んでいる。

また、特産のもち麦は、平成3年に発足したもち麦生産組合が栽培しており、個人農業と営農組合による長年の経験と卓越した生産技術が産地を支えている。耕作地は、もち麦商品の需要拡大などにより拡大傾向にあったが、最近は高品質、高収穫量を目指し、適地適作にシフトしている。

(観光資源)

福崎町は、文化勲章を受章した民俗学の父・柳田國男と船舶工学の権威である吉識雅夫など、多くの文化人を輩出している。町内には、柳田國男生家や兵庫県指定文化財である大庄屋三木家住宅を有し、日本遺産に認定された銀の馬車道が通る辻川界隈や、県下八景、県観光百選にも選ばれている七種の滝、播磨国風土記ゆかりの七種山など、多くの観光資源や自然を満喫できる場所が多数ある。この他にも新西国三十番札所の金剛城寺や沙羅の花で有名な應聖寺、国の指定重要文化財である木造薬師如来像を安置した播磨天台六山の神積寺など、多くの寺院があるというところも特徴である。

また、近年、柳田國男の著書にあやかって設置した「池から出没する河童」や「空を飛ぶ天狗」の他、福崎町主催の全国妖怪造形コンテストでの入賞作品を大型の像にして設置している辻川山公園が脚光を浴びている。

(流通拠点)

福崎インターチェンジに代表される恵まれた交通網は、近畿圏内へのアクセスを容易に し、福崎工業団地や、福崎企業団地、福崎町東部工業団地の今日に至る発展に大きく寄与 している。工業団地以外にも、町内全域において、運送・物流業を営む企業が多く立地し ており、福崎町は県内でも主要な流通拠点となっている。

(人口分布の状況)

福崎町の総人口は、平成27年の国勢調査によると19,745人である。平成初頭に 1万9千人に達し、概ね2万人の人口を維持している。

しかしながら、都市計画区域の人口をとらえると、市街化区域においては人口定着がみられるものの、市街化調整区域における人口減少が大きく、平成17年をピークに人口は減少している。平成27年国勢調査による昼間人口は22,187人で、夜間人口19,738人を超過しており、特に通勤者は流入数が流出数を大きく上回っている。

その他、福崎町の大きな特徴として、16カ国、約500人にのぼる外国人の在住が挙げられる。これは総人口の2.5%を占め、大半は就労活動を目的とした技能実習生であり、国籍別では中国、ベトナムが多く、次いでインドネシア、マレーシア、タイ、ネパールと続いている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

RESASによると、全産業の付加価値額26,998百万円のうち、製造業は17,322百万円で、全体の64%を占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。その製造業においては、自動車部品などの電気機械器具製造業をはじめとし、金属製品製造業、化学工業、食料品製造業など幅広い生産性を有しており、MHV(マイルドハイブリッド)車の第2世代ISGシステム(発進加速と省エネ化を同時に達成するシステム)量産の構築などに見られる次世代の新方式を先取りした取組など、そのすべてにおいてものづくりの分野に長けた業種が多く点在している。これらを踏まえ、福崎町では、地域に根ざした産業を活用したものづくりを支援すると同時に、成長性の高い新事業への参入を支援するなど、町内投資の強化を図り、生産性の向上、雇用の量・質の確保、将来産業の育成、労働環境の改善などを促進する。

また、平成31年度に供用予定のJR福崎駅前と、歴史・文化、近年は妖怪といった様々な観光資源を有している辻川界隈とを結ぶ新たな観光交流軸を中心に観光入込客を拡大し、交流人口の増加を図るとともに、観光資源を活かした飲食・宿泊業等、これまでになかった観光産業の分野を福崎町の強みのある産業として後押しする。外貨の獲得と町内経済の好循環を図ることで経済波及効果を増加させ、自律的な経済発展を成し遂げることを目指す。

これらの産業を発展させるためには、ヒトとモノの流れが重要であり、物流事業は産業 交流のパイプとして不可欠である。中国縦貫自動車道、播但連絡道路、国道312号、県 道三木宍粟線などの主要道が集積する交通の要衝であるという地の利を生かし、さらなる 物的交流を促進し、地域産業の活性化を図る。

(2)経済効果の目標

1件あたり平均5,380万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、40,350万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業に	_	40,350万円	_
よる付加価値額			

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の	_	5件	_
新規事業件数			

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)~(3)の要件を全て満たす 事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,380万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成28年)))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で2%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重 点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進地区】

福崎町大貫字下がり(さがり)、字和田(わだ)、字尾山(おやま)、字前田(まえた)、字谷(たに)、字カスベ(かすべ)、字カスベロ(かすべぐち)、字飛原(ひばら)、字飛原口(ひばらぐち)、字高野(たかの)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約46~クタールであり、農用地及び市街化調整区域を含んだ区域である。 なお、本区域内に遊休地は存在しない。

本区域は、町域の最東部に位置し、福崎町の3つの大きな工業団地のうちの1つである福崎町東部工業団地(約27.7~クタール)を含んでいる。本工業団地には、現在9企業が立地しており、未操業区域を含め、すべての区画において分譲が完了している。金属製品や医療薬品などの製造業をはじめ、運送業、広大な土地を利用したメガソーラーの設置など多様な業種が立地しており、福崎町の産業構造の一角を担っている。本工業団地以外の2つの工業団地も分譲が完了しており、事業規模の拡大を計画する企業や、福崎町への進出を希望している企業が多くある中で、区画が不足している状況である。福崎インタ

ーチェンジからのアクセスが容易であるという交通の利便性も後押しし、福崎町東部工業 団地を拡大することは、今後の福崎町のさらなる経済発展が期待されることから、地域経 済牽引事業を重点的に行うことが適当であり、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域には市街化調整区域及び農用地区域が含まれるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、農用地区域における土地利用の調整方針を記載する。

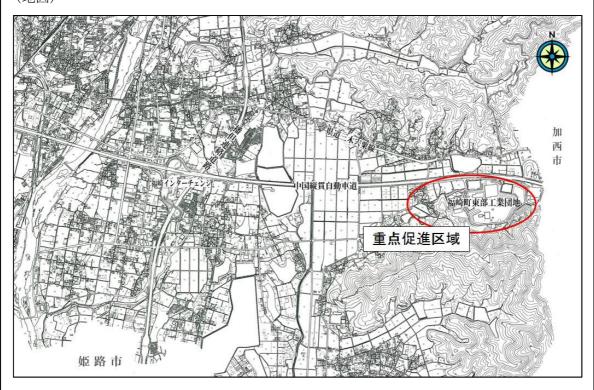
ただし、市街化調整区域については、都市計画法の枠組みを活用して開発を行う予定であり、本制度による土地利用調整は行わない。

(関連計画における記載等)

福崎町都市計画マスタープランや福崎町立地適正化計画には、「3つの工業団地を工業集積地として位置づけ、工業団地の拡張も視野に入れながら、道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努める。」、「規模拡大のための新たな工業団地が求められており、今後は、地方創生の観点から既存工業団地縁辺部の拡張等を検討・推進するとともに、新規進出企業の誘致を行い、活力あるまちづくりに繋げる必要がある。」と記載されている。

また、福崎町農業振興地域整備計画書においては、農業従事者のための安定的な就業促進を図るための方策として、「後継者や担い手不足、農業従事者の大部分が兼業である実態に鑑み、農業以外の産業に従事できるよう配慮する」(福崎町農業振興地域整備計画書P14~15)旨が記載されており、雇用促進の観点からも、農業とそれ以外の産業との調和を図っていくものとしている。

(地図)



(2) 区域設定の理由

既存市街地にある、福崎工業団地、福崎企業団地、福崎町東部工業団地については、いずれも分譲が完了しており、2区画を除いてはすべて操業を行っているため、現在のところ空き区画がない状況である。昨今、景気回復による設備投資の増加や雇用拡大の影響により、既存区画では手狭になっている企業が増加しており、それら企業の事業規模に見合う用地を確保することが困難となっている。福崎工業団地、福崎企業団地の拡大も視野に入れているが、周囲が山林ということもあり、開発行為は容易ではない。

関連計画にも記載があるように、交通ネットワークの優位性と一団の広大な用地確保が 町域内で唯一可能な区域であること、さらには農業従事者の雇用の創出に繋がるなど、町 域全域に活力あるまちづくりに繋がる好循環をもたらすことが見込まれるため、重点区域 に設定する必要がある。

なお、本区域は、農用地区域の縁辺部に位置し、農用地区域外の山林や宅地、県道、町道に囲まれた土地であるため、農用地区域を除外された後においても、農用地の集団性を阻害するものではなく、農用地区域の土地の効率的かつ総合的な土地利用に何ら支障を及ぼすおそれはない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から みた地域の特性に関する事項

- (1) 地域の特性及びその活用戦略
- ①福崎町における化学工業、電気機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、金属製品製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②福崎町における柳田國男生家や大庄屋三木家、七種の滝、七種山等の名所史跡及び辻川山公園等の観光資源を活用した文化・観光まちづくり分野
- ③福崎町における中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交わるインターチェンジや国道31 2号等の交通インフラを活用した物流関連産業分野

(2) 選定の理由

①福崎町における化学工業、電気機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、金属製品製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

福崎町において製造業は、RESASによると、全産業の付加価値額の64%を占める中心産業である。製造品出荷額等は2012年の162,718百万円に対し2015年は208,802百万円と28%増加しており、伸び率は兵庫県全体の7%増加を大きく上回る。中でも化学工業が52%を占め、以下電気機械器具製造業10%、パルプ・紙・紙加工品製造業9%、金属製品製造業が8%と続いており、特に産業構造の中心をなしている。

福崎町には、3つの大きな工業団地があり、多種多様な多くの優良企業が進出してきている。全国的に有名な企業(千寿製薬株式会社、株式会社マンダム、グローリープロダクツ株式会社、山崎製パン株式会社 等)の工場も立地しており、福崎町の大きな強みとなっている。上述の業種の他にも、食料品製造業などの幅広い生産性を有し、またそのサプライヤーとなる企業が町内全域において多く立地しており、福崎町の経済の根幹を支えている。

自動車の I S G システム量産に伴うラインや金属 3 D プリンタの導入、サーボプレス装置の導入など、次世代の新方式を先取りした取組を行うなど、「ものづくり」の分野に長けており、平成 3 0 年 6 月に福崎町が国から同意を受けた「導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(法律第 2 5 号)に基づく計画)」に沿った新たな設備投資や事業実施等により、さらなる生産性の向上が期待される。

福崎町の総合戦略で示す将来像を達成するため、総合戦略アクションプランに掲げられた「企業誘致の推進」や「工業団地の拡大」、「規制緩和の要求(国)」、「産業振興と雇用の推進」など、工業の支援・振興を重要な位置づけとし、地域産業の活性化と安定した雇用の創出を目指していくためにも、これらの産業の集積を核として、新たな事業所の増加及び付加価値の高い製品づくりを実現し、成長ものづくり分野での稼ぐ力を強化する。

②福崎町における柳田國男生家や大庄屋三木家、七種の滝、七種山等の名所史跡及び辻川山公園等の観光資源を活用した文化・観光まちづくり分野

福崎町は、文化勲章を受章した民俗学の父・柳田國男と船舶工学の権威である吉識雅夫など、多くの文化人を輩出している。町内には、柳田國男生家や兵庫県指定文化財である大庄屋三木家住宅を有し、日本遺産に認定された銀の馬車道が通る辻川界隈や、県下八景、県観光百選にも選ばれている七種の滝、播磨国風土記ゆかりの七種山など、多くの観光資源や自然を満喫できる場所が多数ある。この他にも新西国三十番札所の金剛城寺や沙羅の花で有名な應聖寺、国の指定重要文化財である木造薬師如来像を安置した播磨天台六山の神積寺など、多くの寺院があるというところも特徴である。

また、近年、柳田國男の著書にあやかって設置した「池から出没する河童」や「空を飛ぶ天狗」の他、福崎町主催の全国妖怪造形コンテストでの入賞作品を大型の像にして設置している辻川山公園が脚光を浴び、メディア等にも多く取り上げられた影響もあり、福崎町統計資料によると、観光客数は平成23年度の約23万人から平成28年度は約41万人に増加している。主要施設である「もちむぎのやかた」の利用者数は平成23年度38,233人から平成28年度は51,334人、「柳田國男・松岡家記念館」の入場者数は同期間で7,601人から15,809人に増加している。

現在、福崎町の永年の課題であったJR福崎駅前整備が進められており、平成31年度の供用予定となっている。町の新たな玄関口として生まれ変わる福崎駅と、上述の辻川界隈には観光交流センターが設置されることも後押しとなり、それぞれの拠点でのまちづくり、また、それぞれを結ぶ観光交流軸が明確になり、そこからさらにエリアを広げる取組を進めていく。

平成30年度当初には、官民連携の「福崎町文化観光まちづくり協議会」を立ち上げ、

既存の名所史跡や観光資源を活用することで町の新たな観光ツールの発掘や周遊型のイベント、フードイベントなどの事業実施に向けた取組を進めていく。

③福崎町における中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交わるインターチェンジや国道31 2号等の交通インフラを活用した物流関連産業分野

福崎町は、兵庫県の中央部からやや南寄りに位置し、東西を走る中国縦貫自動車道と、南北を走る播但連絡道路が町の中央部で交差する「福崎インターチェンジ」がある。さらに、この高規格幹線道路、地域高規格道路に加え、国道312号(交通量約6,000台/日)や県道三木宍粟線(交通量約13,000台/日)といった交通量の多い主要道が走っており、広域的な交通の要衝となっている。

これら恵まれた交通網は、近畿圏内へのアクセスを容易にし、町内全出荷額の約半数を占める福崎工業団地や、福崎企業団地、福崎町東部工業団地の今日に至る発展に大きく寄与している。工業団地以外にも、町内全域において、運送・物流業を営む企業(ヤマト運輸株式会社、日本通運株式会社、兵庫紙倉庫株式会社、株式会社安田運輸、三光運輸株式会社 等)が多く立地しており、福崎町が県内でも主要な流通拠点となっていることがうかがえる。

以上のように、福崎町の特性である中国縦貫自動車道や播但連絡道路等の交通インフラを活用し、更なる物的交流を促進することにより、物流関連産業分野における稼ぐ力を強化するとともに、ものづくり産業をはじめとする他の産業との取引拡大を図るなどの波及効果を生み出すことにより、地域産業のさらなる活性化を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の 地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた 各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も活用し、事業コストの低減を図る。

(2)制度の整備に関する事項

地方創生関係施策

平成31年度から平成35年度の地方創生推進交付金を活用し、化学工業、電気機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、金属製品製造業、食料品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野や柳田國男生家や大庄屋三木家、七種の滝、七種山等の名所史跡及び辻川山公園等の観光資源を活用した文化・観光まちづくり分野、中国縦貫自動車道と播但連絡道路が交わるインターチェンジや国道312号等の交通インフラを活用した物流関連産業分野において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓強化等を検討、実施する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

オープンデータの推進

進化する I C T を様々な分野で活用し、行政サービスの利便性向上と地域の活性化を図るため、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報のオープンデータ化に関する取組を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

相談窓口の対応

福崎町地域振興課および兵庫県産業労働部が連携し、事業者の抱える課題解決のための 相談に対応する。また、事業環境整備の提案を受けた場合においても同様とする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による福崎町PR活動に努める。

②兵庫県等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

兵庫県等が独自で実施している、地区の特性や企業ニーズに対応した様々な制度を活用 した企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えてPRするとともに、最大限に 活用した誘致活動を展開する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	平成 31 年度~	平成 35 年度		
		平成 34 年度	(最終年度)		
【制度の整備】					
地方創生推進交付金の		検討・実施	運用		
活用		(快的・天地))		
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】					
		二次利用可能デー			
オープンデータの推進	_	タの抽出、データ	運用		
		提供の整備〜運用			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
相談窓口での対応	随時	随時	随時		
【その他】					
①企業誘致活動	 随時	随時	随時		
②兵庫県等インセンテ					
ィブ活用による立地	随時	随時	随時		
促進活動					

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進にあたっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、地域金融機関、福崎町商工会など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、福崎町及び兵庫県では、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関との協議・調整を図る。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・ 連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による苦情紛争処理を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営 専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業 の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地・工場適地等の情報提供による立地支援及び海外販路開拓や生産拠点 設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

②兵庫県立工業技術センター

県立工業技術センターにおいては、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、 技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組んでいる。

当センターではこうした取組を積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放し、企業の技術者が機器を操作して分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤 的技術ニーズに対応した企業、大学等との連携により、プロジェクト型の技術開発を支援 する。

③福崎町商工会

既存産業の高度化や経営革新に向けたセミナーの開催、経営革新・経営改善等に意欲のある中小企業に対して、経営専門家を派遣するなどの事業に取り組むとともに、創業しようとする者や創業後5年以内の者を対象に、人材育成・財務・販路開拓・経営全般のセミナーの開催や個別相談の実施等、創業支援事業に取り組んでいる。

また、金融個別相談や経営改善資金制度講習会を開催するとともに、金融対策事業にも取り組むなど、町内中小企業にとって身近な相談窓口として支援している。

④町内金融機関 (株式会社みなと銀行、株式会社但馬銀行、但陽信用金庫、播州信用金庫 姫路信用金庫)

福崎町及び町内金融機関で、福崎町中小企業振興資金融資制度の実施に基づく契約を締結しており、町内の事業所に対する適切な資金融資に取り組むとともに、福崎町が作成した創業支援事業計画に基づく事業所の事業計画作成支援や創業相談を行うなど、事業者への支援施策の情報提供等によるスムーズな事業化を推進する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1)環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との対話のもとに、まちづくりを推進する。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、環境保全上重要な地域内での整備の実施にあたって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

1 安全な住民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路 灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により、見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車(いわゆる「青色防犯パトロールカー」) による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格 の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための 出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じ て住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と 連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

2 地域犯罪抑止力の向上

福崎町では、地域における犯罪抑止力を高めていくため、子どもの登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールヘルパーや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

・PDCA体制の整備等

福崎町地域経済牽引事業評価検討会(仮称)を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを年1回実施し、効果の検証と事業見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり市街化調整区域及び農用地区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を 策定する必要がある。

【農地】

福崎町大貫字下り874番3、同字876番2、同字883番1、同字883番2 同字884番、同字885番、同字886番1、同字886番2、同字886番3 同字887番、同字888番、同字888番1、同字888番2、同字889番 同字893番、同字893番1、同字898番、同字899番

福崎町大貫字和田2847番2、同字2847番4、同字2847番5、同字2847 番7、同字2847番10、同字2847番13

福崎町大貫字尾山900番、同字901番、同字902番1、同字902番2 同字903番1、同字904番2、同字905番1、同字905番2、同字905番3 同字906番1、同字906番2、同字907番、同字908番3、同字908番4 同字909番、同字910番、同字911番、同字912番2、同字913番 同字914番、同字920番、同字921番2、同字952番4、同字953番3 同字954番1

福崎町大貫字前田1769番2、同字1770番1、同字1770番2、同字1771 番、同字1772番、同字1776番、同字1784番5、同字1796番 全57筆

【市街化調整区域】 同上

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域は、町道東大貫溝口線(最大幅員17.3m)や町道東部工業団地線(最大幅員13.8m)が整備され、区域のすぐ北側を走る県道三木宍粟線に接続している。中国縦貫自動車道と播但連絡道路の結節点である福崎インターチェンジへは約2km、車で5分とアクセスが容易である。

インフラについては、公共下水道は未整備で、本区域内の住宅地は農業集落排水、福崎町東部工業団地は合併浄化槽による排水処理を行っている。電気やガスについても未整備であるが、供給するにあたっての対応は容易である。

(地区内の遊休地等の状況)

重点促進区域の区域内においては、遊休地等は存在しない。

(他計画との調和等)

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された福崎町大貫字下り874番3

他56筆については、福崎町都市計画マスタープランや福崎町立地適正化計画に、「3つの工業団地を工業集積地として位置づけ、工業団地の拡張も視野に入れながら、道路網の整備、既存産業との技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努める。」「規模拡大のための新たな工業団地が求められており、今後は、地方創生の観点から既存工業団地縁辺部の拡張等を検討・推進するとともに、新規進出企業の誘致を行い、活力あるまちづくりに繋げる必要がある」と記載されており、また、福崎町農業振興地域整備計画書においては、農業従事者のための安定的な就業促進を図るための方策として、「後継者や担い手不足、農業従事者の大部分が兼業である実態に鑑み、農業以外の産業に従事できるよう配慮する」(福崎町農業振興地域整備計画書 P 1 4~15)旨が記載されており、雇用促進の観点からも、農業とそれ以外の産業との調和を図っていくものとしている。

なお、当該区域は、農用地区域の縁辺部に位置し、農用地区域外の山林や宅地、県道、 町道に囲まれた土地であるため、農用地区域を除外された後においても、農用地の集団性 を阻害するものではなく、農用地区域の土地の効率的かつ総合的な土地利用に何ら支障を 及ぼすおそれはない。

こうしたことから、当該地区において製造業等の産業の集積を行うことは、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の用に供されるものであり、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、町が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、大貫地区は広く農 用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内 に存する農地以外の土地の利活用について検討することとする。

②周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

大貫地区には集団的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、製造業等の産業、文化・観光のまちづくり、中国縦貫自動車 道等の交通インフラを活用した物流関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の 施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限 の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

大貫地区においては、ほ場整備事業の実施は完了しているが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

大貫地区においては、農地中間管理機構関連事業の実施は予定されていないが、今後実施が予定された場合は、当該事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととし、事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこととする。また、管理権の満了後も、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととし、事業を重点的に実施する区域(重点実施区域)内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本区域においては、周辺の市街化を促進するおそれがないことを前提に、地区計画を設 定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成35年度末日までとする。